

産学官連携における利益相反マネジメントガイドライン

- (1) 相談窓口を置き、役職員の事前相談に対応する。
相談窓口を研究協力課長とする。
相談を希望する者は相談シートを相談窓口に提出する。
相談窓口は、相談内容に応じて知的財産センターと連携し、相談に対する必要な助言又は指導を行う。また、必要があれば利益相反マネジメント委員会の意見を求める。
- (2) 役職員から定期的（年1回程度）に自己申告書（第1次）を提出させ、役職員の利益相反状況を調査・把握する。
第1次申告者のうち、確認事項2～4で「ある」と回答したものに第2次自己申告を提出させる。
自己申告書は、総務課で手続きされる兼業申請との内容突合を総務課で確認したうえ、研究協力課で整理し、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）に報告する。
- (3) 委員会は、自己申告書の内容及び必要に応じたヒアリング等を通じ、事実関係を把握し、審査する。
自己申告書が提出されない役職員については、委員会によるヒアリング等により事実関係を把握する。
- (4) 役職員が産学官連携活動に伴い企業等との関係で、次のいずれかに該当する場合をマネジメントの対象とする。
 - ①相手企業等から1年間に1企業当たり累計で、100万円を超える経済的利益（役職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む）を得る場合
 - ②相手企業等から300万円を超える物品、サービス等を購入する場合
 - ③相手企業等の1株以上の未公開株又は発行済み株の5%以上の公開株を保有している場合調査・審査の結果、利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合、委員会は適切な対応策を決定し、役職員に対し勧告等を行う。
- (5) 委員会は勧告等後も、当該役職員の利益相反の状況を把握する。
- (6) (5)の勧告等を受けた役職員が当該勧告に不服がある場合、委員会に対し再度審議を求めることが出来る。
- (7) (6)の再度審議の求めがあった場合、委員会は再度審議を行い、審議の結果に基づき学長が最終決定を行う。